

静岡県監査委員告示第11号

平成29年3月29日付けで受け付けた静岡県職員措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

平成29年5月17日

静岡県監査委員 青木 清高

静岡県監査委員 城塚 浩

静岡県監査委員 鈴木 利幸

静岡県監査委員 落合 慎悟

第1 請求人

静岡市葵区南安倍一丁目5番24号 桜井 建男

第2 監査の請求

1 措置請求書の受付

平成29年3月29日 静岡県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）受付

2 請求の内容

静岡県監査委員 青木清高 様
城塚 浩 様
鈴木利幸 様
落合慎悟 様

静岡県職員措置請求書

I. 請求の要旨

第1 「詐欺容疑事実と実行行為者の判明」との記者会見

1 静岡県バスケットボール協会副会長D外調査チームが、2017年3月23日（木）午後4時より、記者会見をし、その場で報道機関宛にレジュメが配布された。

2 同レジュメと記者会見の中で

(1) 「銀行員に対する私文書偽造・同行使詐欺容疑実行行為

静岡県バスケットボール協会の代表者でもない者が、その権限が無いにも拘わらず、同協会会長を装い、架空の同協会代表者に成りすまして銀行員を騙し、架空代表者名義口座を開設させたものです。同口座は、事前に用意され、架空の団体名を使い、振込先を指定した請求書を各協賛企業に送付するなどして同口座に振り込み入金させたものです。この架空代表者名義口座はABC大会に関わっていた一部の者により敢行されたものです。」とある。

(2) ABC大会プログラムに記載のある協賛企業に対する同大会事業名を名目にした協賛金にか

かる詐欺などの刑法犯容疑とその実行行為

同じくレジュメによると「この架空代表者名義口座は別紙証拠資料にあるとおり、会長印を盗用し、実体のない架空の代表者名を使用して「静岡県バスケットボール協会代表■■■■■ S 銀行草薙支店 普通預金口座」を開設し、振り込み指定にあたっては、「担当：第 18 回女子 ABC 資金開発特別委員会 氏名■■■■■ FAX■■■■■(自宅)」で請求書を発行し、協賛企業を信用させて振り込ませたものです。振込者は、すべての請求書の内容を信用して第 18 回 ABC 大会のために振り込んだのです。もしこのように記載された代表者口座が架空のものだと判っていたならば、当然、振込がなされなかったことは言うまでもありません。これら行為の実行行為者は、同協会の一部幹事理事の二名です。一人は某会社社長であり、もう一人は現職の静岡県の教育公務員の身分を有する教諭であります。

これらの行為は、経理処理が云々と云うレベルのものではなく、犯罪性がある行為であり、特に県職員である教育公務員の身分を有し教諭である者にあつては、絶対に犯してはならない見逃すことができない重大な行為にあたります。これらの資金は、これまで全く報告されたことはなく、当然に同協会代議員会に対して報告等はなされておらず、現調査においても出金後の使途は全く不明ですが、その後、裏金の原資になったことは明白です。」とある。

- 3 今般、C 会長側から代議員宛に送付した実名入りの請求書を請求者代理人は入手することができた。それによると上記 2 (2) に記載されている「現職の静岡県の教育公務員」とは、県バスケットボール協会（以下県協会という）の***で、E 高校教員の A 氏であることが判明した。
- 4 よって、同人は県協会理事長 B 氏らと共謀して私文書偽造・同行使詐欺、詐欺を犯したものであると云わざるを得ない。

第 2 県知事の県協会への 2017 年 3 月 24 日付是正勧告

- 1 県知事（担当、文化・観光部スポーツ局スポーツ振興課）は 2017 年 3 月 24 日（金）県協会に是正勧告をなした。

その①は、「（1）補助事業者として補助事業の適正な執行ができる体制の確保」
その②は、「（2）協会の規程に反した手続きによる会計処理及び意思決定の是正」というものであった。
- 2 よって、県知事（担当、文化・観光部スポーツ局スポーツ振興課）は、B 理事長・A***が県協会の規程に反した会計処理や意思決定をなし、2010 年度においては使途不明金を発生させている事実を把握しているものと請求人は考えるものである。
- 3 B 氏は長く県立高校教員として勤務していたが、定年退職をして 5 年を経過しているので、法的責任を追及する手懸りはないが、A 氏については現職であるので、それが可能となる。
- 4 (1) 地方公務員法 29 条 1 項 3 号と本文には、「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」、「職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職、又は免職の処分をすることができる」と規定する。

(2) 県が定めている「懲戒処分の基準」は、第 2 「標準例」 3 「公務外非行関係」の (8) 詐欺・

恐喝の項は「人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職又は停職とする」と規定する。

(3) 私文書偽造・同行使については、上記「標準例」に掲げられていないが、同第1「基本事項」の末尾に「なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては、標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する」とあり、免職又は停職に該当すべき事案と考えるものである。

第3 結論

よって、担当部局は1月頃から調査を重ねていて、処分庁である教育委員会は担当部局を通してA氏の非違行為を2017年1月か2月には覚知しているはずであり、覚知時点で懲戒処分にするべきであったのに、担当の教育委員会は懲戒処分をせず漫然と給与などを払い続けて県に損害を与えている。A氏に支払った給与相当分の賠償につき必要な措置を講ずることを求める。

II. 請求者

静岡市葵区南安倍1-5-24

桜井 建男

年金生活者

請求者代理人 〒420-0862 静岡市葵区安東柳町1番地の3

弁護士 藤森 克美

以上のとおり、地方自治法242条1項の規定に基づき、別紙事実証明書を添え、必要な措置の請求をする。

2017年3月28日

(注) 措置請求書原文に即して記載したが、A、B、C、D及びEについては、原文では実名が記載されている。また、***については、原文では役職名が記載されている。

なお、措置請求書には、事実を証する書面として次の書面が添付されている（内容は省略）。

甲第1号証 詐欺容疑事実と実行行為者の判明について（3枚）

甲第2号証 平成28年度競技力向上対策事業費補助金の補助事業者としての適正な事務の実施に係る勧告について（通知）（1枚）

甲第3号証 請求書（1枚）

3 請求の要件審査

監査の実施に当たり、本件措置請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）

第242条に規定する要件に適合しているか否かについて審査を行った。

請求人が求める措置は、「県立高校教員に支払った給与相当分の賠償につき必要な措置」としている。現職の県立高校教員を懲戒処分にするべきであるのに懲戒処分を行っていないことを問題視していることから、本件が監査の対象となる財務会計行為に当たらないと解する余地もあるが、懲戒処分を行っていないことを、専らその請求を基礎づける理由として述べているものと解されることから、財務会計上の行為として認めることとした。併せて、その他の同条所定の要件も具備しているものと認められるので、平成29年4月11日に受理することを決定した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

措置請求書の記載や請求人の陳述から、請求人は、知事が、県立高校教員の非違行為を平成29年1月か2月に覚知しているはずであり、覚知した時点で懲戒処分をすべきであったのに、担当の教育委員会は懲戒処分をせずに漫然と給与などを払い続けて県に損害を与えているので、当該県立高校教員に支払った給与相当分の賠償につき必要な措置を講ずることを求めると主張していると解し、自治法第242条第1項に規定する以下の事項を監査対象事項とした。

- ・「違法若しくは不当な公金の支出」は存在するか。
- ・「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」は存在するか。

2 監査対象機関

静岡県教育委員会 教育総務課及び高校教育課

3 請求人の証拠の提出及び陳述(要旨)

請求人に対して自治法第242条第6項の規定により陳述の機会を設けたところ、請求人は、平成29年4月24日に陳述を行った。陳述には同条第7項の規定により監査対象機関の立会いを認め、監査対象機関が立ち会った。

請求人は陳述日当日に、次のような「意見陳述」を提出した。

2017年4月24日
静岡県代表監査委員 青木清高 殿
請求人代理人弁護士 藤森克美
意見陳述
第1 本請求後のB理事長側の動き
1 2017年3月24日付で、県知事(担当 文化・観光部スポーツ局スポーツ振興課)は、甲2にあるとおり、「2010年度において使途不明金となっている支出があるなど不適切な事務執行の事実があることが判明しました」との認識を示した上で、 是正措置の内容として (1) 補助事業者として補助事業の適正な執行ができる体制の確保 (2) 協会の規定に反した手続きによる会計処理及び意思決定の是正 を4月10日までに書面で報告することを求めた。
2 (1) これに対し、日刊スポーツ4月11日付県内版によると、「B理事長は『態勢を整えられない』などとして、この日までに是正の報告ができない旨を伝えた。……B理事長は『会計に関しても確認してもらっただけの物が用意できない』し」とある。
(3) しかしながら、日刊スポーツの報道どおりだとすれば、B理事長は、県知事が指摘した2010年度の使途不明金1000万円について答弁をしなかったというよりもむしろ、答弁を拒否したに

等しいと言わざるを得ない。

- 3 既にスポーツ振興課はC会長側に対する調査によって事実を把握していると思われるが、上記1000万円とは理事長側が裏金として貯め込んだ金で、F銀G支店に2000年9月28日に定期預金化していた金を、2002年10月8日H信金I支店の定期預金に組み替えたものを、その内2007年3月14日1000万円を解約して引き出し、2010年10月26日1000万円を解約して引き出した後者の分が使途不明金となったものである。

裏金化した全ての金は、B理事長やA氏らが管理していたもので、その1000万円の使途不明金について一切答弁をしないというのは理不尽であり、自分たちの違法性を自認しているに等しい。

第2 JBA（公益財団法人日本バスケット協会）の2017年4月13日付懲罰決定の偏頗性、反憲法性

- 1 2017年4月13日JBAは、県バスケットボール協会、C会長、D副会長、B理事長に対し、懲罰を決定した。JBAのHPで公表された主文は以下のとおりである（甲4）。

- (1) 対象協会に対し、本懲罰決定の日から対象協会が法人格を取得するまでの間、JBAの評議員推薦の業務を停止する。
- (2) 対象者Cに対し、対象協会における一切の公的職務を、本懲罰決定の日から同協会が法人格を取得するまでの間停止し、さらに、法人格取得の日から1年間禁止する。
- (3) 対象者Dに対し、対象協会における一切の公的職務を、本懲罰決定の日から同協会が法人格を取得するまでの間停止し、さらに、法人格取得の日から10月間禁止する。
- (4) 対象者Bに対し、対象協会における一切の公的職務を、本懲罰決定の日から同協会が法人格を取得するまでの間停止する。

- 2 (1) ところで、公表されている認定事実は

② 対象協会内における犯罪性に乏しい事案について警察官に捜査を要請した上、2016年5月18日、警察官を対象協会の事務所に案内して、同協会事務局員に証拠品の任意提出を求めさせるなどし、公的団体である対象協会に対し、無用に警察の介入を招き、もって対象協会及びJBAの名誉及び信用を毀損するとともに、秩序風紀を乱した。

④ 2016年11月19日に記者会見を開き、対象協会の資金（いわゆる「ABC基金」）に関し、十分な根拠に基づかず、かつ、一方的に対象協会の関係者を非難するなどし、また、2017年3月23日に再度記者会見を開き、ABC基金に関し、前同様に対象協会の関係者を非難するなどするとともに、対象協会内の正規な手続きを経ないにもかかわらず、対象者Bら2名の対象協会役員を解職した旨発表し、もってJBA及び対象協会の名誉及び信用を毀損し、秩序風紀を乱した。となっている。

しかしながら、②の「犯罪性に乏しい」という評価は誤りであり、B理事長に対する肩入れである。②の「無用に警察の介入を招き」に至っては、刑事告訴権を無視ないし剥奪するに等しい。

また、④に至っては、県知事が調査の結果、通知に至った2017年3月24日の勧告（甲2）を真っ向から否定するものである。

(2) しかも、犯罪行為を冒した疑いが濃厚な理事長を「2017年4月13日から法人格を取得する日まで」資格停止するという形式的で甘い処分で済ませている。

C会長・D副会長は法人化されても各1年間、10ヵ月公的職務は禁止されているのであるから、JBAと理事長側は一気呵成に法人化に走り、その際は当初の目論見どおりJBAや理事長側と意を通じた新たな会長を選出し、B氏とA氏は実務を取り仕切り、少なくともB氏はボランティアではなく有給の専務理事に収まることは見え透いている。

3 (1) JBA基本規定第1章総則を甲5として提出したが、第2条第6項には「加盟・登録団体および選手等は、本協会及び加盟・登録団体の組織運営を含むバスケットボールに関連した紛争を通常の裁判所に提訴してはならない」と規定し、日本国憲法32条「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪わない」という憲法違反の規定を堂々と定めている。凡そスポーツマンシップに反する規定である。

(2) なぜこのような憲法違反の規定が堂々とまかりとおり、不正を正そうとしたC会長がJBAによって理不尽な処分をされなければならないのかを当代理人は考えてみた。

JBAの公表されている役員俸給表（甲6）を見ると、1～49号まで報酬月額が定められており、最高の49号は月額250万円となっている。

E会長が最高位と推察できるが、役員俸給ランクが公表されていないが、現実に支払われていない俸給料を公表することは考えにくい。よって、250万円か近い金額だと思われる。

総理大臣俸給月額が201万円、静岡県知事の給料月額が130万1000円とある。それらに比し、しかも文科省認可に係る公益財団法人の役員として、余りにも高い報酬と言わざるを得ない。

JBAはプロだけの利益追求の集団だけではなく、アマチュアや子供のクラブ団体さえも傘下に置き、会費を間接的に上納させていると思われるし、本件のように日本の各県にあるバスケットボール協会は県や市から補助金という税金を毎年取得している。税金を取得し、各県の県協会から会費等の名目でJBAに上納させた上で、JBAの幹部役員は総理大臣を超え、知事の2倍近い月額報酬を取り、傘下団体から裁判を受ける権利さえ奪うのは、納税者として国民の一人として到底許容できるものではない。

今回のJBAの懲罰決定は、B氏、A氏の不正を隠蔽し、裁判を受ける権利を奪うものであり、県知事の勧告を全く無視するものである。

第4 結論

監査委員におかれては、県知事の勧告を否定するJBAの横暴に対し、毅然と対処し、地方自治法の趣旨に則り厳正な調査により、不正を働いた教育公務員に対し、厳正な措置を取られることを求める。

(注) 「意見陳述」原文に即して記載したが、A、B、C、D、E、F、G、H及びIは原文では実名が記載されている。なお、原文では「A氏」を「A市」と記載された箇所があるが、誤記と考えられるので、「A氏」に修正した。

なお、「意見陳述」には事実を証する書面として次の書面が添付されている（内容は省略）。
ただし、次の書面については、平成29年4月21日に請求者代理人が監査委員事務局に持参した。

甲第4号証 平成29年度第1回理事会開催のご報告 | 公益財団法人日本バスケットボール協会
(3枚)

甲第5号証 JBA基本規程 (1枚)

甲第6号証 公益財団法人日本バスケットボール協会役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 (2枚)

甲第7号証 特別職の職員の給与に関する法律 (1枚)

甲第8号証 特別職の職員等の給与等に関する条例 (1枚)

陳述では、「措置請求書」及び「意見陳述」に沿って陳述がなされるとともに、次のような意見等が補足された。

(意見等)

- ・ 措置請求書で「協賛金に係る詐欺等の行為の実行者は、同協会の一部幹事理事の二名です。一人は某会社社長であり、もう一人は現職の静岡県の教育公務員の身分を有する教諭であります。」と主張をした。実行行為者が2人と主張する証拠となる書類は、甲第1号証と甲第3号証であり、2名については、A氏と甲第3号証に代表として記載のある人物である。
- ・ A氏が静岡県バスケットボール協会（以下「協会」という。）理事長らと共謀して犯罪を犯したと主張する証拠の書類はないが、理事長が知らないと言うことは絶対有り得ない。
- ・ A氏が私文書偽造・同行使詐欺、詐欺を犯したものであると言わざるを得ないと主張する証拠の書類とは、甲第3号証のことである。前者の私文書偽造については、甲第3号証で本来の代表者である会長名をかたっていることで、後者の詐欺については、協賛企業は裏金を作るということをわかっていれば、送金しなかったというように考えるからである。
- ・ 措置請求書の某会社社長とは、甲第3号証の口座名義人の欄に代表と記載のある者であり、現職の静岡県の教育公務員とは、同じく同証の担当として記載のある者のことである。
- ・ 措置請求書で「協会の規程に反した会計処理や意思決定をなし、2010（平成22）年度においては使途不明金を発生させている事実を把握していると考える」と主張しているが、この点については、
 - ① 甲第2号証に「県協会の規程に反した会計処理や意思決定をなし」、「平成22年度において使途不明金になっている支出」の記載があることが根拠である。
 - ② また、「発生させている事実を把握していると考える」と主張する点については、知事部局が今年の1月頃から協会を割と頻繁に調査していることがわかったからである。
- ・ 措置請求書で「C会長側から代議員宛に送付した実名入りの請求書を請求者代理人は入手することができた。」と記載をしたが、この実名入りの請求書とは甲第3号証のことであり、協会の代議員の知人から入手した。
- ・ 措置請求書で「人を欺いて財物を交付させ」と主張するのは、甲第3号証において、協会の正式

ではない口座に請求金額を振り込ませ、裏金にしたことが詐欺行為に該当するからである。

- ・ 措置請求書でA氏が私文書偽造・同行使の実行者と主張するのは、甲第3号証に架空の委員会名とその担当として自分の名を記載しており、協会の正規な口座にお金が入っていないので、深い関わりを持っていると理解するのが自然と思うからである。
- ・ 措置請求書の結論の項で「教育委員会は担当部局を通して教育公務員の非違行為を2017年1月から2月には覚知しているはず」と記載しているが、その証拠となる書類はない。同じ県庁でコンプライアンス上の問題が生じていれば何か聞くのが普通であると考えているからである。

また、「覚知時点で懲戒処分をすべきであった」として、A氏の行為が刑事事件として扱われる前に懲戒処分とすべきと主張する根拠は、コンプライアンスの問題があるからである。

- ・ A氏の行為は公務外であると思うが、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第29条1項3号に規定する懲戒処分の事由「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当し、県が定めた懲戒処分の基準の「公務外非行関係」に該当する。普通に教鞭をとっているからといって許されることではない。
- ・ 甲第1号証と甲第2号証は、請求者代理人の情報提供者から入手した。
- ・ 甲第3号証は、理事長側の人たちが相諮って作成した。
- ・ 措置請求書で主張する私文書偽造・同行使とは、甲第3号証の発行に関して会長が承諾していないのに、会長の印を使って判を押したことである。
- ・ 措置請求書で主張する詐欺とは、裏金作りを隠して金集めをして裏金にしたことである。甲第3号証だけで詐欺まで立証するというを言っているわけではない。
- ・ 甲第2号証による「県協会の規程に反した会計処理や意思決定をなし、2010年度においては使途不明金を発生させている」件が非違行為に含まれる。
- ・ その使途不明金の発生に、A氏がどう関与したかについて検証しているかといわれても、今こちらで持っている資料は全部出しているの、そういう理解をして下さい。
- ・ A氏に犯罪性があると主張する立証根拠である甲第1号証の信憑性については、公の場である記者会見資料であることと、A氏側から具体的な反論がないということで十分であると考えている。
- ・ A氏は犯罪が確定したわけではなく、疑いの段階であるが、地公法第29条に懲戒処分ができる場合として、「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」と規定があり、これに該当すれば免職又は停職とすることは必要十分であろうと考える。

4 監査対象機関の意見書の提出及び陳述（要旨）

監査対象機関からは、平成29年4月18日付けで次のような意見書が提出された。

<理事兼教育総務課長・高校教育課長連名>

意見書

1 懲戒処分の実施について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）は、職員にとって不利益な処分である分限処分及び

懲戒処分を行う場合については、同法及びこれに基づく条例で定める場合に限定しており（同法第 27 条）、県立高校教員の場合もこれによる。

そのうち、懲戒処分は、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を確認し、公務員関係の秩序を維持するため科される制裁であり、戒告、減給、停職及び免職の 4 種類の懲戒処分は、いずれも同法第 29 条に定めるア. 地方公務員法等の職員の服務に関する法令等に違反した場合、イ. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合及びウ. 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合に限られている。

2 請求に係る職員の給与について

地方公務員法第 24 条第 5 項の規定に基づき定められた静岡県教職員の給与に関する条例（昭和 31 年条例第 52 号）第 7 条第 1 項において、給料は、毎月 1 回、その月の 15 日以後の日のうち人事委員会規則で定める日に、その月の月額を全額を支給すると規定されている。この規定の例外として、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和 28 年条例第 34 号）の第 4 条（減給の効果）及び第 5 条（停職の効果）がある。また、免職の処分を受ければ処分日の翌日以降の給与の支給は行われぬことは当然である。

3 請求者の主張に対する意見

請求者は、静岡県職員措置請求書（以下「請求書」という。）において、県バスケットボール協会（以下「協会」という。）の***である E 高校教員 A 氏（以下「当該職員」という。）が、第 1 として協会理事長らと共謀して私文書偽造・同行使詐欺、詐欺を犯したこと、第 2 として協会の規程に反した会計処理や意思決定をなし、平成 22 年度において使途不明金を発生させていることにより、当該職員が免職又は停職に該当し、これらの処分を行わずに支給している給与により県に損害を与えていると主張するが、これに対する意見は次のとおりである。

静岡県教育委員会（以下「県教委」という。）は、平成 29 年 4 月 13 日及び 17 日に当該職員に対して聴き取りを行った。

当該職員は、請求書添付の甲第三号証に記載のある担当が自身のことであると認めた上で、第 1 について、協会内部の決定に従って、協会の事務担当として大会の協賛金を募るために口座の開設や請求書の作成などの事務処理を行っただけであり、請求者の主張する故意や犯罪の事実は全くないこと、第 2 については、資金を集めた平成 11 年当時は、集めた資金の使途等について、協会の意思決定に関与できる立場になかったこと、平成 22 年度の使途不明金についても、平成 28 年 12 月 12 日に静岡県職員措置請求が提出されたことに伴い協会が調査を実施し、初めてその事実を知ったものであり、使途不明金の行方については、関知していないとのことであった。

また、静岡県が協会に支払った補助金のうち、16,042,991 円を返還しないのは違法不当であ

るとして、静岡県が蒙った損害の補てんのために必要な措置を講ずるよう求めた平成28年12月12日付けの静岡県職員措置請求書に対し、静岡県監査委員が平成29年2月14日付けで公表した監査結果では、請求者の主張する不当利得返還請求権又は損害賠償請求権については、その存在の有無を確認できず、監査対象機関が違法又は不当に財産の管理を怠っているとまでは言えないとして、県が損害を蒙っているか否かを確認できないため措置請求を棄却しているように、協会内部の会計処理は明らかにされていない。

これらを勘案すると、第1については、現在、当該職員の行為が、私文書偽造・同行使詐欺、詐欺の罪で刑事処分となるべき証拠はなく、懲戒処分の対象となる非違行為に該当しないと考える。

第2についても、県の勧告に至った会計処理自体が明らかにされていないこと、また、当該職員が、その勧告で指摘する手続きに関与したことも確認できないことから、現時点で公務外で明確に非違行為を行ったとするだけの事実関係は確認できていない。

このように、非違行為の事実が確認できず、懲戒処分を行う場合のいずれにも該当しないため、職員の給与に関する条例により、当該職員に給与を支給したことは適法であり、県教委が漫然と給与を払い続けたことにより県に損害を与えているとの事実はない。

4 結論

以上のとおり、県教委には、当該職員に支払った給与相当分の賠償につき必要な措置を講じる必要がなく、請求者の主張に理由がないので、本措置請求を棄却する監査結果を求める。

(注) 「意見書」原文に即して記載したが、A、Eについては、原文では所属と実名が記載されている。また、***については、原文では役職名が記載されている。

また、監査対象機関は、平成29年4月24日に自治法第242条第7項の規定に基づく陳述を行った。陳述には同項の規定により請求人の立会いを認め、請求人と請求人代理人が立ち会った。

陳述では上記の意見書に沿って陳述がなされるとともに、次のような意見等が補足された。

(意見等)

- ・ 協会におけるA氏の業務については、教員としての職務命令でしているものではなく、ボランティアかつ無報酬で行われている私的な行為である。監査対象機関としては、協会の内部管理に関する事項に立ち入る権限はない。また、本件に関する会計的な調査もすることはできない。
- ・ 請求人が主張する非違行為にA氏が関わったとされる件については、懲戒処分担当課として、本件住民監査請求の提起をもって知ったところであり、請求人が主張する「平成29年1月か2月には覚知」していない。
- ・ A氏に確認したところ、甲第3号証記載の担当は自分であるとの回答があった。また、請求人の

主張する使途不明金については、全くわからないとの回答があった。

- ・ 知事部局の文化・観光部スポーツ振興課は平成28年度に補助金を交付した立場で協会への調査権限があるが、監査対象機関は任意団体である協会に対する調査権限はない。
- ・ 請求人の主張する非違行為が刑事事件として扱われていることは承知していない。
- ・ 意見書に記載したとおり、請求人が主張する非違行為としての明白な認識や確証も全くないので、A氏は懲戒処分の検討対象にも入っていない。
- ・ A氏に確認したところ、甲第3号証作成の事務に担当として関わったと回答があった。具体的な業務として、協賛企業から請求書送付の依頼があった場合、その依頼に応じて請求書を送付したということである。送付した請求書の枚数は数えるくらいでそれほど多くはない。また、同証に記載のある銀行口座について、口座開設の手続きを行ったのは、同証に代表と記載のある方であると回答があった。
- ・ 懲戒処分の効力発生は処分の日から発生するので、A氏に対し遡って給与の返還を求めたり給与の支給の停止を行うことはできず、支払手続を進めた職員への損害賠償も請求はできない。
- ・ A氏は無報酬で協会業務に従事しているので、兼業等の許可は必要ない。また、公務時間内に協会の業務に従事する場合は休暇取得の手続きが必要であるが、公務時間外に従事するならば休暇の取得をする必要もなく、服務上の問題は生じていない。
- ・ 非違行為が犯罪行為の場合、起訴後の1回目の公判で罪状認否を聞いて本人が事実を認めれば処分する。非違行為が犯罪行為ではない場合、本人が事実を認め懲戒権者が非違行為の事実を認定した時点で処分する。公務外の非行や非違行為における懲戒処分については、本人の自白のみでは行われず、事実が明白となり、明らかな証拠があり、その事実が起こったと史料される場合は、行われる可能性がある。
- ・ 懲戒処分において、非違行為の動機や様態、行為の結果がどうなったかをまず確認する。その上で、当人の過失や故意の度合い、さらに当人の職責や、職責と非違行為との関係の一つ一つ確認の上で量定を決定していく。私文書偽造が処分事由であっても同じように量定を決定していく。
- ・ 甲第3号証の担当欄に記載のある第18回女子ABC資金開発特別委員会（以下「当該委員会」という。）について、A氏から当該委員会の副委員長を務めたとの回答があった。A氏には当該委員会が請求人の主張する架空の委員会とする認識は認められず、同委員会において、協賛広告掲載による協賛金を募る業務は行ったが、集まった協賛金の使途については関与する立場になかったとの回答があった。
- ・ 非違行為が実際に行われたのかどうなのか当人に聴取を行ったが、「自分は関与をしていない。」と否認をし、使途不明金の件についても「全く関知していない。」と回答があった。非違行為を裏付ける書類についても、監査等の資料を見ても把握することが出来なく、A氏が非違行為を行ったという証拠も全く得ることができなかった。A氏が非違行為を行ったという確かな事実と確証が得られれば懲戒処分の検討の俎上にする。
- ・ 私的な活動で目に余るような行為や、また、目に余るような非行に近いようなおそれがあれば、人事管理の範囲でアドバイスや助言や注意を行うことは有り得ると考える。

5 監査対象機関への聞き取り（要旨）

平成29年4月14日、18日及び27日に監査委員事務局が監査対象機関から聞き取りを行った。その内容は、上記4で記載したもの以外では、以下のとおりである。

- (1) A氏の第18回女子アジアバスケットボール選手権大会における競技役員（財務委員会副委員長）と、第18回女子ABC資金開発特別委員会副委員長の業務について

4月24日の陳述を踏まえ、監査対象機関からA氏に追加で聞き取った結果は次のとおりである。

ア 前者の副委員長は全国組織委員会の役職、後者の副委員長は静岡県バスケットボール協会内に設けられた組織である第18回女子アジアバスケットボール選手権大会準備委員会（以下「準備委員会」という。）の役職である。第18回女子ABC資金開発特別委員会は、平成10年9月29日付の準備委員会資料に記載されているとおり実在した委員会である。

イ 前者の副委員長に就任した経緯は不明であり、副委員長として何か業務を命ぜられた記憶はない。後者の副委員長においては、陳述したとおりの業務を行った。

ウ 甲第3号証の作成は全国組織委員会の業務ではなく、準備委員会の業務であると認識している。同証の記載内容は、準備委員会に諮って決められた。

- (2) 教育委員会の懲戒の処分の基準

教育委員会独自で懲戒の処分の基準を定めている。詐欺・恐喝の非違行為があった場合の処分例は、「免職」「停職」「減給」の3つがある。「減給」が例示されていることから、知事部局の懲戒の基準とは異なっている。

○静岡県教職員懲戒処分等の基準（抜粋）

第1 基本事項

- (5) 標準例に示されていない非違行為についても、懲戒処分等の対象になり得るものであり、これらについては標準例に示す取扱いを参考としつつ判断する。

第2 処分の標準例

IV 公務外非行関係

	処分事由	免職	停職	減給	戒告	訓告等	備考
1～5	(略)						
6	詐欺・人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた場合	○	○	○			
7～10	(略)						

- (3) 当人への給与支払い事務

高校全体の教員分をまとめて支出票（兼支出負担行為）を作成し、決裁を受け、給与の支払処理を行っている。監査対象機関に平成29年1月と2月の給与支払の支出票（兼支出負担行為）を確認したところ、当人への給与支払い事務は適正であったとの回答があった。

第4 監査の結果

1 認定した事実

監査の結果、認定した事実は次のとおりである。

(1) スポーツ振興に関する事務の所管

スポーツ振興に関する事務は平成27年度までは県教委事務局で執行していたが、平成28年度から知事部局に移管された。また、監査対象機関は、任意団体である協会の通常の運営に関しては、指導・助言する立場にない。

(2) A氏の協会業務への従事について

公務ではない私的な行為であり、かつ請求人が主張する懲戒処分的事由に該当する犯罪として刑事事件の対象となっていない。

(3) 懲戒処分について

懲戒処分は、公務員としてふさわしくない非行があった場合に、その責任を確認し、公務員関係の秩序を維持するため科される制裁であり、戒告、減給、停職及び免職の4種類の処分がある。地公法第29条第1項では①地方公務員等の職員の服務に関する法令等に違反した場合 ②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 ③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合 に処分を行うことができるとされている。

懲戒処分については、職員にとって不利益な処分であるため、その身分保障の観点から法律及びこれに基づく条例で定める場合以外は認めないとされ、地公法第27条第2項ではこの法律に定める事由による場合でなければ、職員は懲戒処分を受けることがないと規定されている。

(4) A氏の行為と非違行為との関係性

現在、A氏の行為について、私文書偽造・同行使詐欺、詐欺の罪で刑事処分となるべき事実を立証できる根拠や証拠書類がない。

また、A氏からは、協会の規程に反した手続きによる会計処理及び意思決定に関与したことも確認できないことから、現時点において公務外で明確に非違行為を行ったとするだけの事実関係は確認できていない。

(5) 給与の支払いの根拠と支払い状況

静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号。以下「給与条例」という。）では、給与の支払に関して次の定めがある。

（給料表）

第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 高等学校等教育職給料表（別表第1）

(2) (略)

2～4 (略)

5 任命権者は、すべての職員の職を第1項に規定する給料表の級のいずれかに格付しなければならない。

6 任命権者…(中略)…は、前項の規定による格付に従い第1項に規定する給料表により、職員に給料を支給しなければならない。

(給料の支給)

第7条 給料は、毎月1回、その月の15日以後の日のうち人事委員会規則で定める日に、その月の月額的全額を支給する。(以下略)

A氏は懲戒処分を受けていないため、平成29年1月以降も給与条例の規定に基づき、給料等の支払を受けている。

2 判断

以上の認定した事実に基づき、本件措置請求について次のとおり判断する。

(1) 請求人の主張の整理

請求人の主張内容は、措置請求書や請求人の陳述から整理すると次のとおりである。

A氏の非違行為を平成29年1月か2月には覚知しているはずであり、覚知した時点で懲戒処分をすべきであったのに、担当の教育委員会は懲戒処分をせずに漫然と給与などを払い続けて県に損害を与えている。当該教育公務員に支払った給与相当分の賠償につき必要な措置を講ずることを求める。

(2) 請求人が主張する違法又は不当とする行為

請求人はA氏が次の2点の非違行為を犯していると主張する。

第1の非違行為として、請求人は、「協会の代表者でもない者が、その権限が無いにも拘わらず、同協会会長を装い、架空の同協会代表者に成りすまして銀行員を騙し、架空代表者名義の銀行口座を開設させた。同口座は、事前に用意され、架空の団体名を使い、振込先を指定した請求書を各協賛企業に送付するなどして同口座に協賛広告費用を振り込み入金させた」「その銀行口座は、会長印を盗用し、実体のない架空の代表者名を使用して開設し、協賛広告費用の請求書に架空の特別委員会名を記載し、協賛企業を信用させ費用を振り込ませた」とし、かつ「これらの実行行為は銀行員への私文書偽造行為と私文書偽造行使による詐欺行為と言わざるを得ない」とし、「その実行行為者は協会の一部幹事理事の2名で、うち一人は現職の静岡県の教育公務員の身分を有する教諭である。」と主張している。

第2の非違行為として、請求人は「A氏が協会の規程に反した会計処理や意思決定をなし、2010年度においては使途不明金を発生させている事実を把握している…」とし、静岡県が協会に是正の勧告を行っている「協会の規程に反した手続きによる会計処理及び意思決定」をA氏等の2名が行

ったと主張している。

請求人はA氏が行ったこれら2点の行為について、「教育委員会は担当部局を通じて平成29年1月か2月には覚知しているはずであり、覚知した時点で懲戒処分をすべきであったのに、教育委員会は懲戒処分をせずに漫然と給与などを払い続けている」ことを違法又は不当な行為と主張している。

(3) 判断の対象

請求人が主張する「給与などを払い続けて県に損害を与えている」とする理由が、上記(1)に記載のとおりA氏を懲戒処分していない点にあるため、請求人の主張の当否を判断するにあたり、給与などを支払う要件として、その前提となるA氏の懲戒処分を行わないことについての是非を検討する。

(4) 懲戒処分を行わないことの是非

監査対象機関は任意団体の協会に対しては指導・監督権がなく、かつ調査を行う権限も有していない。平成28年度に教育委員会からスポーツ振興に関する事務が移管された知事部局においても、同様に協会の通常の運営に関する指導・監督権はなく、補助金の交付に関してのみ調査を行い得るものである。さらに監査対象機関及び知事部局は捜査機関ではないことから、A氏が請求人の主張する非違行為に関わった件まで調査対象とすることは無理のあるところである。したがって、協会に対する調査権限のない監査対象機関が本住民監査請求の提起をもって、請求人がA氏が非違行為を行ったと主張していることを知ったことは理解できる。

また、A氏の協会における業務は公務時間外に行われた私的な行為であり、同氏への聞き取り調査においても、同氏が請求人の主張する非違行為への関与を否定し、かつ請求人が主張する犯罪は刑事事件としてとりあげられていない。これらの状況を踏まえ、監査対象機関はA氏が請求人の主張する非違行為を行ったとするだけの事実関係を確認できていないところである。

地公法第27条第2項ではこの法律に定める場合でなければ懲戒処分を受けることがないと規定され、懲戒権者は、職員が地公法第29条第1項の規定に該当する場合、当該職員の懲戒処分を行うことができるが、前段の状況により監査対象機関はA氏が請求人の主張する非違行為を行った事実関係を確認することができず、懲戒処分は行われていない。

公務員の懲戒処分は職員に科される制裁であり、慎重な判断の下で実施されることは当然のことである。監査対象機関は、該当者が非違行為の事実を認め、懲戒権者として非違行為の明白な証拠と事実が確認できた時点で懲戒処分を科すこととしているため、請求人の主張する非違行為の事実を確認できない段階で処分を科すことは、地公法の規定する平等の原則や公正の原則に反し、懲戒権者の処分権の濫用となる。したがって現時点において、監査対象機関が懲戒処分を行わないことが違法若しくは不当であるとは認められない。

(5) 自治法第 242 条第 1 項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出」は存在するか。

給与条例第 5 条第 6 項では、「任命権者…（中略）…は、…（中略）…給料表により、職員に給料を支給しなければならない。」と規定されており、監査対象機関が、懲戒権者から懲戒処分を受けていない A 氏に対し、同条例に基づいて給料等を支給することは当然のことであるため、この支給は自治法第 242 条第 1 項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出」には該当しないと判断する。

(6) 自治法第 242 条第 1 項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」は存在するか。

(5)に記載したとおり、監査対象機関が懲戒処分を受けていない A 氏に給与条例に基づく給料等の支払いを行うことは、違法若しくは不当な公金の支出ではない。当然のことながら、A 氏は給料等を不当に取得していないため、監査対象機関には不当利得返還請求権は存在しない。よって、自治法第 242 条第 1 項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」も存在しない。

3 結論

以上のことから、県が損害を蒙っているとは言えないので、請求人の主張に理由があると認めることはできず、本件措置請求は棄却する。